

承第3号

専決処分の報告及び承認について

三島市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年5月17日提出

三島市長 豊岡 武士

三島市専第1号

専 決 処 分 書

三島市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

三島市税賦課徴収条例（昭和26年三島市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第7条第1項中「100の5」を「100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和4年3月31日

三島市長 豊岡 武士